

低・未利用県有資産の状況について

県有資産における「低・未利用資産の状況」について、令和８年４月１日時点の状況は、次のとおりとなります。

現在「低・未利用な状況」にある県有資産は７６資産あり、これらの資産は、使われていないものや、使われていても利用が十分でないもの、利用方法を見直すことが考えられるものです。令和７年度には、２資産について売却を行いました。

今後も、低・未利用資産の有効活用に向けて取り組みを進めてまいります。

○低・未利用資産の分類

低・未利用資産を、今後の活用に向けて、次のように分類しています。

詳 細 分 類		資産数	分類※
①	令和８年度売却予定	１３	整理資産
②	県・市町村で活用予定 (県の事業・市町村のまちづくり)	６	継続保有資産
③	売却に向けた条件整理が必要 (境界確定等の手続き・地元市町村の調整 等)	２１	整理資産
④	規制その他で活用が容易ではない (市街化調整区域・広大地等)	１５	整理資産
⑤	現況以外で利用が困難 (現況道路・水路・接道なし 等)	２１	継続保有資産

※分類について

分類	定義
継続保有資産	県での活用が期待できる資産(まちづくりでの活用を含む) 現況以外での利用が困難な資産
整理資産	県や市町村で活用見込みがなく、 民間での活用の可能性がある資産

- ・【資料１】低・未利用県有資産一覧表
- ・【資料２】県有資産の売却等の状況について